

第●条（事業者による契約解除）

事業者は、次の各号のいずれか一つに該当したときは、3 週間の予告期間をもって、本契約を解除することができる。

- ① 第●条記載の利用料の支払いを 3 カ月以上滞納した場合
- ② . . .